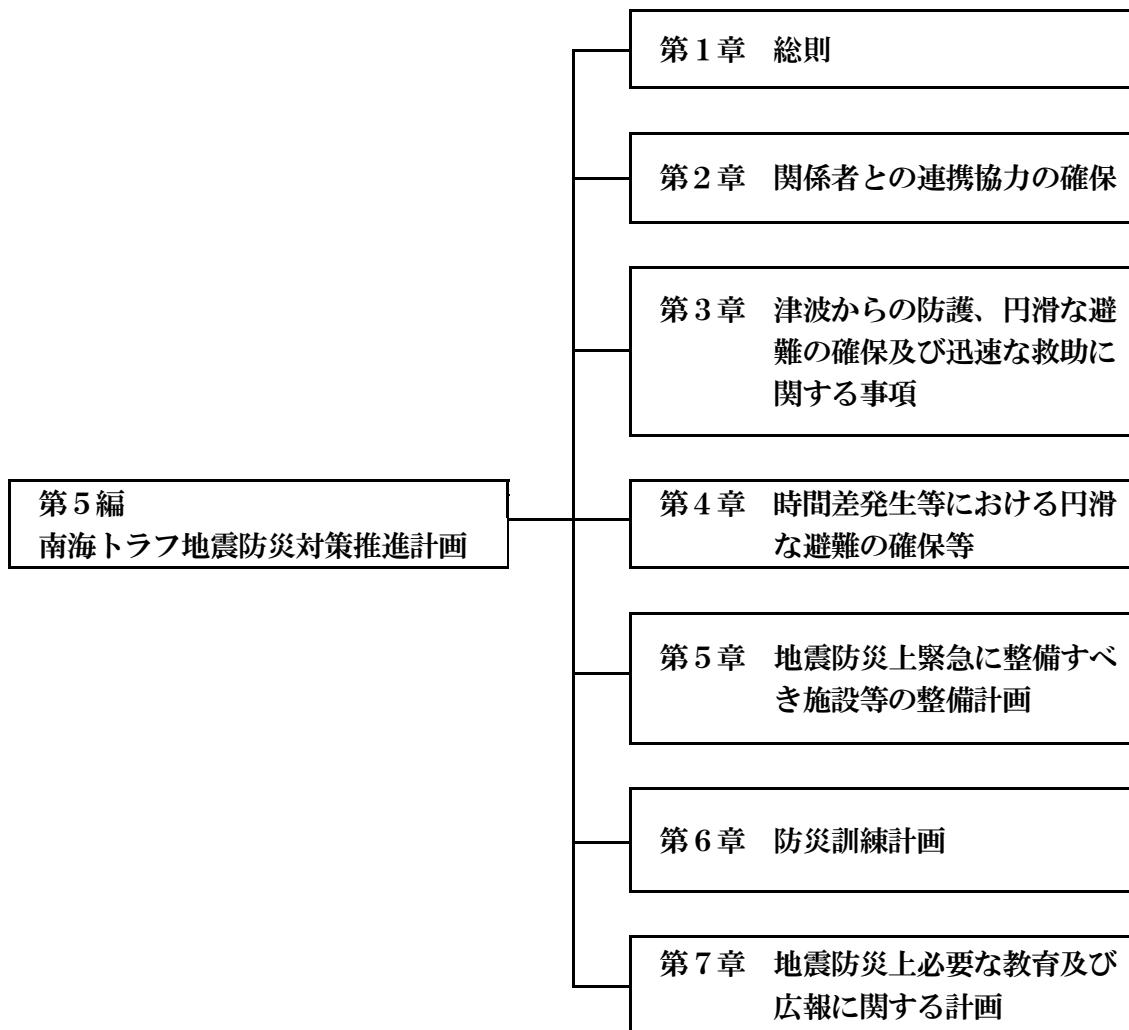


第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画



第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、「法」という。）」第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に關し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 推進計画の位置づけ

この計画は、法第4条に基づき中央防災会議が作成した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画第5章南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項」を踏まえ、推進計画に明示すべき事項の網羅を図つたものである。

●推進計画の位置づけ

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

南海トラフ地震防災対策推進基本計画
(中央防災会議)

南海トラフ地震防災対策推進計画
(本計画)

第3節 推進地域の指定

本町は、「南海トラフ地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法」第3条第1項の規定に基づき、平成26年3月31日に「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けている。推進地域の指定基準は、次のとおりとなっている。

- ① 震度6弱以上の地震
- ② 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- ③ 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

第4節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に關し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は「第1編 第4節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

第1 物資等の調達手配

- 1 町は地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資及び資機材（以下「物資等」という。）を確保できるよう、必要な物資等の確保を行う。
- 2 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者の救護のため必要な物資等の供給を要請することができる。

第2 人員の配置

町は、人員の配置状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- 1 防災関係機関は、地震が発生した場合に、屋久島町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備を行うとともに、人員配置等の準備を行う。
- 2 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。

第2節 他機関に対する応援要請

第1 町が、災害応急対策の実施のため必要な協力を得るために、関係機関等と締結している応援協定等は、「第2編 第2章 第4節 広域応援体制」及び「資料編 2 広域応援・自衛隊の災害派遣等に関する資料」に定めるところによる。

第2 町は必要があるときは、第1に掲げる応援協定等に従い、応援を要請するものとする。

第3 自衛隊への災害派遣の要請については、「第2編 第2章 第5節 自衛隊の災害派遣要請」に定めるところによる。

第4 町は、災害が発生し、他市町村、県及びその他関係機関等に応援の要請を行う場合は、活動拠点の確保等それらの受入れ体制の整備に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者への対応

第1 町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒步帰宅の抑制対策を進めるものとする。

第2 町の中心部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

第1 町又は堤防、水門等の施設管理者は、地震が発生し津波の恐れのある場合は直ちに、水門及び陸閘の閉鎖、工事中の場合は工事の中止等の措置を講ずるものとする。

第2 町又は堤防、水門等の施設管理者は、次のとおり各種整備等を行うものとする。

1 堤防、水門等の点検

堤防、水門等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するための定期的な施設の点検を実施するものとする。

2 水門等の自動化・遠隔操作の推進

堤防、水門等の管理者は、1の点検結果に基づき、必要に応じ補強、補修及び自動化等の各種整備に努めるものとする。

3 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制

町は、水門等の開閉体制、開閉手順及び平常時の管理方法等の確立並びに定期的な開閉点検及び開閉訓練等の実施に努めるものとする。なお、この場合において、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

また、町は内水排除施設等について、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備及び点検等の措置を講じておくものとする。

4 津波により孤立が懸念される地域におけるヘリポート又はヘリコプター臨時発着場の確保

町は、津波等により孤立が懸念される地域について、ヘリコプターが着陸可能なスペースの確保に努めるものとする。

また、必要に応じ、その設置基準等について県から助言を受けるものとする。

5 防災行政無線の整備等の方針及び計画

町は、住民に対して気象及び防災に関する情報を迅速に伝達するために、防災行政無線等の維持・更新に努めるものとする。

第2節 津波に関する情報の伝達等

第1 避難の指示の伝達、広報体制の整備

町は、津波に関する避難指示が出された際、沿岸住民や旅行者、海水浴客等に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ放送等の広報手段を事前に整備しておくとともに、防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や、広報文案等を整備しておくなどの事前準備を講じておくものとする。

第2 津波災害に対応した避難体制の整備

町は、津波の襲来が想定される区域について、地震、津波時の避難指示の伝達と沿岸住民の自主的な避難が可能な即応体制を整備しておく。

また、避難に際して津波到達時間内に避難できるような経路を指定し、指定緊急避難場所の位置や標高、安全性等を調査し適宜見直しを行うものとする。

第3節 避難指示等の発令基準

住民に対する避難指示等の発令基準は、原則として「第2編 第2章 第13節 避難の指示、誘導」に定めるところによる。

- 1 町は、町以外が管理する施設を避難所として開設する際は、その施設管理者と協力して行うものとする。
- 2 町は、介護を必要とする者が避難する施設において、その救護のために当該施設の管理者と連携し必要な措置を行うものとする。
- 3 町は、地域住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発を各関係機関と連携しながら取り組むものとする。

第4節 消防機関の講ずる措置

第1 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- 1 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 2 津波からの避難誘導
- 3 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- 4 津波到達予想時間等を考慮した避難ルートの確立

第2 町は、地震が発生した場合に実施する消防及び水防活動が、迅速かつ円滑に行われるよう、県に対して次のような措置をとることを要請するものとする。

- 1 報道機関の協力による津波からの迅速かつ円滑な避難等についての広報
- 2 緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整並びに消防及び水防活動に必要な消火薬剤や水防資機材等について、県が保有する物資等の提供及び流通在庫の把握

第3 関係機関等は、水防資機材の点検、整備及び配備を行うとともに、地震が発生した場合は、次のような措置を講じるものとする。

- 1 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の関係機関への連絡通知
- 2 水門、陸閘及び防潮扉を操作するための準備並びに人員の配置

第5節 水道、電気、ガス、通信及び放送関係

第1 電気

電力事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を講じるものとする。

その他、地震発生時における対策は「第2編 第2章 第32節 電力施設の応急対策」によるものとする。

第2 ガス

ガス事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

その他、地震発生時における対策は「第2編 第2章 第33節 ガス施設の応急対策」によるものとする。

第3 上水道

水道事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

その他、地震発生時における対策は「第2編 第2章 第34節 上水道施設の応急対策」によるものとする。

第4 電気通信施設

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するための必要な通信を確保するために、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施するものとする。

その他、地震発生時における対策は「第2編 第2章 第35節 電気通信施設の応急対策」によるものとする。

第5 放送

指定公共機関の日本放送協会鹿児島放送局及び株式会社南日本放送、鹿児島テレビ株式会社、株式会社鹿児島放送、株式会社鹿児島讀賣テレビが行う措置は、各放送局が定める防災に関する計画による。

第6節 交通対策

第1 道路

町は県警察及び県と連携し、津波襲来のおそれのあるところでの交通規制・避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

第2 海上

町は種子島海上保安署及び県と連携し、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に関する具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。

第7節 町が自ら管理等を行う施設等に関する施策

第1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、福祉施設、図書館及び学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

1 各施設に共通する事項

- (1) 入場者等への津波警報等の伝達
- (2) 入場者等の避難誘導等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒及び落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水、食糧等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検及び整備
- (7) 非常用発電装置の整備
- (8) 防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータ等情報を入手するための機器の整備

2 個別事項

(1) 学校等

ア 町の定める津波避難対象地域にある学校等については、避難の安全に関する措置

イ 避難に援護を要する児童・生徒の援護の措置

(2) 社会福祉施設にあっては、重度障害者、高齢者、移動することが不可能又は困難な者の安全を確保するための必要な措置

第2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- 1 災害対策本部又はその支部（以下「災害対策本部等」という。）が設置される庁舎等の管理者は、第1の1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
 - (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - (2) 無線通信機等通信手段の確保
 - (3) 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- 2 町は、指定避難所又は応急救護所（以下「避難所等」という。）の開設に当たって必要な資機材の搬入又は配備が困難な場合は、県へ協力を要請するものとする。
- 3 町は、避難所等に県有施設を活用する場合は県へ協力を要請するものとする。

第3 工事中の建築物等に対する措置

町は、工事中の建築物その他の工作物については、災害発生時点で原則として工事を中断するものとする。

第8節 迅速な救助

第1 消防機関による被災者の救助・救急活動の実施体制

町は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。
なお、具体的な整備計画は、消防機関等が別に定めるものとする。

第2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援態勢の整備

町は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援態勢の整備を行うものとし、具体的な方策は消防機関等が別に定めるものとする。

第3 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察及び消防機関等の迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動について、県をはじめ関係機関の連携を図るものとする。

第4 消防団の充実

町は、消防団について、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 情報連絡体制の設置

南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合、気象庁から発表される情報の収集や関係機関との情報共有、住民等への情報の伝達のため総務課職員による情報連絡体制を設置する。

なお、南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時に、当該情報を発表することとなった地震等により、すでに災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合は当該体制による。

第2 広報

町は、防災行政無線、町ホームページ、Lアラート等の多様な手段により、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報(調査中)の内容を周知する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 町災害対策本部の設置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害対策本部を設置する。

第2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法は、「第2編第2章第10節 広報」に準ずる。

第3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとし、その体制は「第2編第2章第9節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる。

第4 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。)に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第 5 避難対策等

1 住民等の避難行動等

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、町長は、後発地震に備えるため、高齢者等避難を発令するものとし、併せて、指定避難所を開設するものとする。
- (2) 高齢者等避難が発令された場合、住民等は後発地震に備えて、1 週間、後発地震が発生しないまま 1 週間が経過した場合はさらに 1 週間を基準として、知人宅や開設された指定避難所に避難ができるものとする。
- (3) 住民は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法及び家族との連絡手段等を平常時から確認しておき、高齢者等避難が発令された場合の備えに万全を期す。

2 避難計画

「第 2 編第 1 章第 10 節 避難体制の整備」に準ずる。

3 指定避難所の開設及び運営

「第 2 編第 2 章第 19 節 指定避難所の運営」に準ずる。

第 6 消防機関等の活動

町は、消防機関及び水防団が出荷及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 避難時における住民等の避難誘導、避難路の確保

第 7 警備対策

県警察は、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、必要な措置をとる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

第 8 水道、電気、ガス、通信関係

(1) 水道

「第 2 編第 2 章第 34 節 上水道施設の応急対策」に準ずる。

(2) 電気

「第 2 編第 2 章第 32 節 電気施設の応急対策」に準ずる。

(3) ガス

「第 2 編第 2 章第 33 節 ガス施設の応急対策」に準ずる。

(4) 通信

「第 2 編第 2 章第 35 節 電気通信施設の応急対策」に準ずる。

第9 交通

(1) 道路

「第2編第2章第36節 道路・河川等公共施設の応急対策」に準ずる。

(2) 海上

ア 第十管区海上保安本部及び港湾管理者は、津波に対する安全性に留意するとともに、海上輸送路の確保についても考慮し、在港船舶の避難対策等を実施する。

イ 港湾管理者は、津波に対する安全性に考慮し、津波による危険が予想される地域に係る港湾対策を実施する。

(3) 航空

空港管理者は、津波に対する安全性に留意し、屋久島空港における対策を実施する。また、運行者に対し、必要な航空情報の提供を行う。

第10 町自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、診療所、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

(1) 各施設に共通する事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の利用者等への伝達

〈留意事項〉

（ア） 利用者等が極めて多数の場合は、利用者等がとるべき防災行動を取り得るような適切な伝達方法を検討すること。

（イ） 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう検討すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク 各施設における緊急点検、巡視

(2) 個別事項

ア 橋梁及び法面等に関する道路管理上の措置

イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

ウ 幼稚園、小・中学校等にあっては、児童生徒等に対する保護の方法

エ 社会福祉施設にあっては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の（1）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、

同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事等の中止を要請するものとする。

第 11 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における旅行者及び旅館等の宿泊者等の保護等のため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の周知、避難所等の開設の広報及び帰宅支援等必要な対策を行うものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第 1 災害警戒本部の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害警戒本部を設置する。

第 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法は、「第2編第2章第10節 広報」に準ずる。

第 3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた機関と概ね同程度の機関が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第 4 町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。また、町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を計画的に推進するものとする。

なお、整備に期間を要する施設等については、一部の完成であっても相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第1 指定緊急避難場所の整備

町は、避難困難区域の解消、収容能力の増強等、避難に関する危険性の解消を図るため、避難場所を確保し指定緊急避難場所として指定するとともに、住民等に周知するものとする。

第2 避難路の整備

町は、避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大及び避難路の安全性の向上を図るため、事業を促進するものとする。

第3 消防用施設の整備

町は、消防用施設及び消防用資機材の整備を行うものとする。

第4 通信施設の整備

町及び防災関係機関は、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。

第5 建築物の耐震化

地震による建築物等の被害を最小限にとどめるため、建築物等の耐震診断及び耐震改修を促進し、災害に強いまちづくりを進めるものとする。

第6章 防災訓練計画

第1 防災訓練の実施

町は、地域住民等への地震防災対策推進計画の周知及び関係機関及び地域の自主防災組織との連携強化を目的として、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施するものとする。

なお、その訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。

また、地震発生から津波襲来までに円滑な避難を行うための災害応急対策を中心に実施し、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る訓練も実施するものとする。

第2 総合防災訓練への参加

町は、関係機関及び地域住民等とともに、県が行う南海トラフ地震等を想定した総合防災訓練に参加するものとする。

また、県をはじめ関係機関と連携して、次の訓練等を地域の実情に応じて、より高度かつ実践的に行うものとする。

- 1 動員訓練及び本部運営訓練
- 2 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- 3 警備及び交通規制訓練

第3 県の助言等

町は、次の点に留意して自主防災組織等の参加を得て行う防災訓練に対し、県から必要な技術的助言等の支援を受けるものとする。

- 1 津波からの避難訓練を繰り返し実施することにより、地域住民等が適切な避難行動をとれるようになるよう工夫すること。
- 2 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むことなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行う。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1節 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- 第1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関すること
- 第2 地震・津波に関する一般的な知識
- 第3 南海トラフ地震等が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関すること
- 第4 南海トラフ地震等が発生した場合に、職員等が果たすべき役割
- 第5 南海トラフ地震等防災対策として、現在講じられている対策に関すること
- 第6 南海トラフ地震等防災対策として、今後取り組む必要のある課題

第2節 地域住民等に対する教育

町は、地域住民等に対する防災教育について、県と協力して実施するとともに、県から必要な助言を得るものとする。

なお、その教育は、地域の実態に応じて各種集会等を活用したり、地域単位や職場単位等で実施し、印刷物やビデオ等の映像を使い、次の事項について行うものとする。

- 第1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関すること
- 第2 地震・津波に関する一般的な知識
- 第3 南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動並びに初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関すること
- 第4 正確な情報の入手方法
- 第5 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 第6 避難対象地域及び急傾斜地崩壊危険箇所等に関すること
- 第7 各地域における指定緊急避難場所及び避難経路に関すること
- 第8 避難生活に関すること
- 第9 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 第10 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3節 相談窓口の設置

町は、県と連携して、地域住民の地震対策に関する相談を受ける窓口を設置するとともに、その周知徹底を図るものとする。